（校地）

第三十四条　校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

3　前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

一　できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。

二　交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。

（運動場等）

第三十五条　大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。

（校舎）

第三十六条　大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

2　教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。

（校地）

第三十四条　校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。

3　前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。

一　できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。

二　休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。

（運動場）

第三十五条　運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。

3　前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。

一　様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。

二　校舎から至近の位置に立地していること。

三　学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

（校舎等施設）

第三十六条　大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

一　学長室、会議室、事務室

二　研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

三　図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2　研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。